

令和6年度笑顔と学びの体験活動プロジェクト 審査基準

東京都教育委員会が募集する、令和6年度笑顔と学びの体験活動プロジェクトの審査基準については次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務の技術的な審査については、令和6年度笑顔と学びの体験活動プロジェクト技術審査委員会（以下「技術審査委員会」という。）において実施する。
- (2) 技術審査委員会は、募集要項に記載している体制、技術等の必要要件を満たしているか判断するとともに、以下4に定める評価基準に基づき、提出される技術提案書の内容について審査する。

2 審査基準

(1) 最優秀事業応募者の決定方法

最優秀事業応募者の決定は、次の各要件ア及びイに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である「総合評価点」が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が2者以上あるときは、当該の者にくじを引かせて最優秀事業応募者を決定する。この場合において、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、最優秀事業応募者の決定事務に関係ない東京都職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

ア 応募価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

(ア) 総合評価評点の総得点が「0点」の場合

(イ) 提出が必須とされた資料を未提出の場合

(ウ) 技術点を評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

(2) 技術点及び評価点の配点

総合評価評点は、300点満点とする。得点の配分は、技術点200点及び価格点100点とする。

技術点の評価項目及び配点は、別紙2「評価項目、評価の観点及び配点表」のとおりとする。

3 技術点及び応募価格の評価方法

- (1) 技術点の評価は、技術提案書及びヒアリングによって行い、その評価基準は「4 評価基準」とする。
- (2) 技術点の評価は、技術審査委員会各委員の採点を合計し、委員数で割ったものとする。算定結果を基に、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(3) 価格点は、その応募価格に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。

「価格点=満点の価格点－(応募価格/予定基準価格)×満点の価格点」

算定結果を基に、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(4) 応募者が、基準日(令和6年1月1日)の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号)に基づく指名停止を受けている場合に当該案件における技術点の満点の10%を減点する。

4 評価基準

別紙3「令和6年度笑顔と学びの体験活動プロジェクト 審査基準(技術提案書記載事項)」の1から7について、次に掲げる方法により算出する。

- ・評価は1から5までの5段階とする。
- ・詳細は、以下のとおりとする。

評価		加点
段階	内容	
5	傑出して非常に優れている提案	分類別配点 × 1.0
4	特に優れている提案	分類別配点 × 0.8
3	優れている提案	分類別配点 × 0.6
2	やや優れている提案	分類別配点 × 0.4
1	必要事項の記載のみ	分類別配点 × 0.2